

○新発田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年1月24日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、新発田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新発田市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(登録簿等)

第3条 条例第3条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（別記第1号様式）とする。

2 条例第3条第3項の規則で定める個人情報は、次に掲げる個人情報とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）
- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報
- (4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (5) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (6) 一般に入手し得る刊行物等から収集した個人情報

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）とする。

(保有個人情報開示決定通知等)

第5条 法第82条第1項の規定による書面による通知は、保有個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）又は保有個人情報部分開示決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による書面による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

3 法第83条第2項の規定による書面による通知は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見照会）

第6条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報に係る第三者情報意見照会書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による書面による通知は、保有個人情報に係る第三者情報意見照会書（別記第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記第9号様式）とする。

4 法第86条第3項の規定による書面による通知は、保有個人情報に係る第三者情報開示決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求書）

第7条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記第11号様式）とする。

（保有個人情報訂正決定通知等）

第8条 法第93条第1項の規定による書面による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による書面による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による書面による通知は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第9条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記第14号様式）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知等）

第10条 法第101条第1項の規定による書面による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による書面による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第16号様式）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による書面による通知は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の写しの交付等に要する費用）

第11条 法第87条第1項に規定する保有個人情報の写し又は電磁的記録の複写をしたものの交付を受ける者は、当該写しの作成又は電磁的記録の複写に要する費用を負担しなければならない。この場合において、その費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する保有個人情報の写し又は電磁的記録の複写をしたものの送付を受けようとする者は、当該送付に要する郵便料金相当額の費用を負担しなければならない。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（新発田市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 新発田市個人情報保護条例施行規則（平成10年新発田市規則第27号）は、廃止する。

別表（第11条関係）

文書等の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画（写真を含む。）	複写機により複写したもの（単色刷り）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（多色刷り）	1枚につき 70円
マイクロフィルム	用紙に出力したもの	1枚につき 10円
電磁的記録	用紙に出力したもの	1枚につき 10円
	録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、磁気ディスク、光ディスクその他電磁的記録媒体に複写したもの	複写する電磁的記録媒体の購入経費に相当する額

備考

- 1 保有個人情報（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを越える大きさの規格の用紙を用いた場合については、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 2 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算するものとする。

個人情報取扱事務登録簿

課等名

事務の名称							
取得の目的							
個人情報の対象者の範囲		取得の方法					
取得する個人情報の項目	基本的项目	経歴	心身の状況	その他	要配慮個人情報		
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死 <input type="checkbox"/> 成年被後見人・被保佐人等 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別符号 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学校名 <input type="checkbox"/> 入学・卒業年度 <input type="checkbox"/> 退学・休学・停学 <input type="checkbox"/> 会社名 <input type="checkbox"/> 職 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 解雇・停職処分 <input type="checkbox"/> 賞 <input type="checkbox"/> 施設入所歴 <input type="checkbox"/> 団体加入歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 試験成績 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 体力・体格 <input type="checkbox"/> 血液型 <input type="checkbox"/> 介護の状況 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 所得金額 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 債務内容 <input type="checkbox"/> 課税額 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家族構成 <input type="checkbox"/> 扶養関係 <input type="checkbox"/> 同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 持家・借家の別 <input type="checkbox"/> 行事、運動等への参加状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助の受給の有無 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能障がい <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続が行われたこと		
	保管方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	記録される期間	<input type="checkbox"/> 30年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	目的外利用又は外部提供をする場合	利用又は提供を目的とする	利用又は提供を目的とする				
		利用又は提供を相手先とする	名称	業務の名称			
		利用又は提供を個人項目とする	利用又は提供を個人項目とする				
	利用又は提供を根拠とする	<input type="checkbox"/> 法令に基づく提供(根拠法令：) <input type="checkbox"/> 本人の同意、又は本人に提供 <input type="checkbox"/> 法令で定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用(利用のみ) <input type="checkbox"/> 他の行政機関等に提供する場合で、提供を受ける者が、法令で定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用 <input type="checkbox"/> 統計の作成又は学術研究の目的のための提供、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる提供、その他特別の理由がある提供					
	利用又は提供の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()					

（宛先）新発田市長

住所又は居所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報の 件名又は内容			
求める開示の実 施方法	1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() 2 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示の実施		
本人確認等	1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
	3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載） (1) 状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生まれ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 氏名 _____ (3) 住所又は居所 _____		
	4 法定代理人の請求では次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
	5 任意代理人の請求では次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()		
摘要		受付欄	

備考

- 1 のある欄は、該当する箇所にレ印を記入してください。
- 2 請求書を送付して請求する場合には、上記の請求者本人確認書類（写し）に加え、住民票の写し等（請求日の30日以内に作成されたもの）を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法	1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() 2 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示の実施
開示日時	年 月 日 時 分
開示場所	
担当課	課 係 電話番号
写しの交付に要する費用の額	
摘要	

備考

- 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この決定通知書を係員に提示してください。
- 2 本人確認を行いますので、必要な書類を係員に提示してください。
- 3 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課までご連絡ください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
開示できない保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法	1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() 2 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示の実施
開示日時	年 月 日 時 分
開示場所	
開示できない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当 (理由)
担当課	課 係 電話番号
摘要	

備考

開示を受ける際は、この決定通知書を係員に提示してください。

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求

に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

新発田市長

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示できない保有個人情報の内容	
開示できない理由	
担当課	課 係 電話番号

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第5条、第8条、第10条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報開示等決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の（開示請求・訂正請求・利用停止請求）については、次のとおり決定期間を延長しましたので、個人情報の保護に関する法律（第83条第2項・第94条第2項・第102条第2項）の規定により通知します。

当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
担当課	課 係 電話番号

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報に係る第三者情報意見照会書

個人情報の保護に関する法律に基づき、次の保有個人情報について開示の請求があり、当該保有個人情報に第三者（あなた又は貴団体等）の情報が含まれていましたので、同法第86条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについてのご意見を、同封の「保有個人情報の開示に係る意見書」により提出してくださるようお願いいたします。

なお、提出期限までに「意見書」の提出がない場合は、ご意見がないものと取り扱わせていただきます。

開示請求のあった保有個人情報	
開示請求のあった日	年 月 日
当該保有個人情報に含まれる第三者情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
担当課	課 係 電話番号

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報に係る第三者情報意見照会書

個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）に基づき、次の保有個人情報について開示の請求があり、当該保有個人情報に第三者（あなた又は貴団体等）の情報が含まれていましたので、法第86条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについてのご意見を、同封の「保有個人情報の開示に係る意見書」により提出してくださるようお願いいたします。

なお、提出期限までに「意見書」の提出がない場合は、ご意見がないものと取り扱わせていただきます。

開示請求のあった保有個人情報	
開示請求のあった日	年 月 日
当該保有個人情報に含まれる第三者情報の内容	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分（第1号 第2号） (適用理由)
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
担当課	課 係 電話番号

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新発田市長

住所又は居所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

保有個人情報の開示に係る意見書

保有個人情報に係る第三者情報意見照会について、次のとおり回答します。

開示請求のあった保有 個人情報を開示するこ とについての意見	<ul style="list-style-type: none">・ 保有個人情報を開示されることについて支障がない・ 保有個人情報を開示されることについて支障がある <p>（上記のいずれかを○で囲んでください。）</p>
上記で「支障がある」 を○で囲んだ場合にご 記入ください。	<ol style="list-style-type: none">1 開示されると支障を生ずる部分2 支障の具体的理由

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報に係る第三者情報開示決定通知書

個人情報の保護に関する法律に基づき請求があった保有個人情報に含まれている第三者（あなた又は貴団体等）の情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、同法第86条第3項の規定により通知します。

保有個人情報に含まれる第三者情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課	課 係 電話番号

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第11号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新発田市長

住所又は居所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正を請求する保有個人情報の件名又は内容	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
本人確認等	1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載） (1) 状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生まれ） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 氏名 _____ (3) 住所又は居所 _____
	4 法定代理人の請求では次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	5 任意代理人の請求では次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
摘要	受付欄

備考

- 1 □のある欄は、該当する箇所にレ印を記入してください。
- 2 請求書を送付して請求する場合には、上記の請求者本人確認書類（写し）に加え、住民票の写し等（請求日の30日以内に作成されたもの）を添付してください。

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
訂正の内容	
訂正の理由	
訂正年月日	年 月 日
担当課	課 係 電話番号

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

新発田市長

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
訂正しない理由	
担当課	課 係 電話番号

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第14号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新発田市長

住所又は居所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止を請求する保有個人情報の件名又は内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 個人情報の保護に関する法律第98条第1項の <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

本人確認等

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載） (1) 状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生まれ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 氏名 _____ (3) 住所又は居所 _____
4 法定代理人の請求では次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

5 任意代理人の請求では次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
摘要		受付欄	

備考

- 1 のある欄は、該当する箇所にレ印を記入してください。
- 2 請求書を送付して請求する場合には、上記の請求者本人確認書類（写し）に加え、住民票の写し等（請求日の30日以内に作成されたもの）を添付してください。

年 月 日

様

新発田市長

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の件名 又は内容	
利用停止の内容	
利用停止の理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課	課 係 電話番号

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

新発田市長

印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の件名 又は内容	
利用停止しない理由	
担当課	課 係 電話番号

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。